

第二百四回国 参議院災害対策特別委員会会議録第四号

令和三年三月三十日(火曜日)

午後四時二十八分開会

委員の異動

三月二十三日

辞任

石井 正弘君
島村 大君

補欠選任

酒井 庸行君
加田 裕之君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

新妻 秀規君

委員

足立 敏之君
馬場 成志君
吉田 忠智君
杉 久武君
大野 泰正君
加田 裕之君
酒井 庸行君
自見はなこ君
そのだ修光君
滝沢 求君
野村 哲郎君
藤木 眞也君
小沼 巧君
熊谷 裕人君
塩村あやか君
平木 大作君
室井 邦彦君

衆議院議員

災害対策特別委員長
金子 恭之君

国務大臣

内閣府特命担当大臣(防災)
小此木八郎君

事務局側

常任委員会専門員
林 浩之君

本日の会議に付した案件

○地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(新妻秀規君) ただいまから災害対策特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告をいたします。
昨日までに、島村大さん及び石井正弘さんが委員を辞任され、その補欠として加田裕之さん及び酒井庸行さんが選任されました。

○委員長(新妻秀規君) 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提出者衆議院災害対策特別委員長金子恭之さんから趣旨説明を聴取いたします。金子衆議院災害対策特別委員長。

○衆議院議員(金子恭之君) ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

地震防災対策特別措置法は、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成七年六月に、地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災緊急事業五か年計画の作成及びこれに基づく事業に係る国の財政上の特別措置等について定めることにより、地震防災対策の強化を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的として制定されたものであります。

本法に基づき、各都道府県においては、地震防災緊急事業五か年計画を定め、施設等の整備等を鋭意進めてきたところであります。しかしながら、近年も平成二十八年の熊本地震、平成三十年の大阪府北部地震、北海道胆振東部地震、本年の福島県沖地震を始めとして、日本各地で地震が多発し、また、首都直下地震等の発生が懸念されている現状に鑑みれば、地震防災対策のなお一層の充実強化を図る必要があります。

これまで、本法の地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の特例等に関する規定の有効期限につきましては、五年ごとに延長を行ってまいりました。現在、その期限は、本年三月三十一日までとなっております。

本案は、地震防災対策特別措置法の実施の状況に鑑み、同規定の有効期限を令和八年三月三十一日まで更に五年延長する改正を行おうとするものであります。
以上が、本法律案の提案の趣旨であります。

何とぞ、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(新妻秀規君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。――別に御発言もないようですから、これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案に賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(新妻秀規君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(新妻秀規君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十二分散会

三月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆)

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律

地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百一十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改め、同項ただし書中「平成三十三年度」を「令和八年度」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

本案施行に要する経費

本案施行に伴い、令和三年度における地震防災緊急事業に係る国の負担又は補助の総額は、約四千九百十億円となる見込みである。